

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

東村山市介護保険条例（平成 12 年東村山市条例第 9 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 地域包括ケア推進計画の策定に伴う介護保険料の改定等を行うため、本案を提出するものであります。

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

東村山市介護保険条例（平成12年東村山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「介護保険運営協議会」を「地域包括ケア推進協議会」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、同条第1号中「28,500円」を「33,100円」に改め、同条第2号中「28,500円」を「46,900円」に改め、同条第3号中「47,600円」を「51,800円」に改め、同条第4号中「63,400円」を「58,000円」に改め、同条第15号中「140,800円」を「168,400円」に改め、同号を同条第16号とし、同条第14号中「135,100円」を「159,400円」に改め、同号を同条第15号とし、同条第13号中「129,400円」を「151,100円」に改め、同号を同条第14号とし、同条第12号中「123,600円」を「143,500円」に改め、同号口中「第14号口」を「第15号口」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号中「117,900円」を「135,200円」に改め、同号口中「第13号口又は」を削り、「第14号口」の次に「又は第15号口」を加え、同号を同条第12号とし、同条第10号中「112,200円」を「127,700円」に改め、同号口中「、第12号口」を削り、「又は第14号口」を「、第14号口又は第15号口」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「106,500円」を「119,400円」に改め、同号口中「、第11号口」を削り、「又は第14号口」を「、第14号口又は第15号口」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「100,800円」を「109,700円」に改め、同号口中「、第10号口」を削り、「又は第14号口」を「、第14号口又は第15号口」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「95,100円」を「102,800円」に

改め、同号イ中「300万円」を「290万円」に改め、同号ロ中「、第9号ロ」を削り、「又は第14号ロ」を「、第14号ロ又は第15号ロ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「82, 400円」を「88, 300円」に改め、同号ロ中「、第8号ロ」を削り、「又は第14号ロ」を「、第14号ロ又は第15号ロ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「76, 100円」を「77, 300円」に改め、同号イ中「125万円」を「120万円」に改め、同号ロ中「、第7号ロ」を削り、「又は第14号ロ」を「、第14号ロ又は第15号ロ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 69, 000円

第14条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「第6号まで」を「第9号まで」に改める。

「第5章 介護保険運営協議会」を「第5章 地域包括ケア推進協議会」に改める。

第20条の見出しを「(地域包括ケア推進協議会)」に改め、同条第1項中「介護保険の適切かつ円滑な運営」を「地域における高齢者の包括的な支援等(次項において「地域包括ケア」という。)」に、「東村山市介護保険運営協議会」を「東村山市地域包括ケア推進協議会」に、「運営協議会」を「推進協議会」に改め、同条第2項中「運営協議会」を「推進協議会」に、「介護保険事業の実施その他介護保険」を「地域包括ケアの推進」に改め、同条第3項中「運営協議会」を「推進協議会」に、「10人」を「20人」に改め、同条第4項中「医療関係者」を「関係機関職員、医療・福祉関係者」に改め、「事業者」の次に「高齢者団体代表者」を加え、同条第5項中「2年」を「3年」に改め、同条第7項中「運営協議会」を「推進協議会」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「第115条の45第1項各号に掲げる」を

「第115条の45第1項及び第2項に規定する」に改める。

第22条第1項中「第115条の45第1項第1号」を「第115条の45第1項及び前条各号の規定」に改める。

第26条中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

附則に次の1条を加える。

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第8条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間(以下「経過措置期間」という。)は行わず、平成28年4月1日から行うものとする。この場合において、経過措置期間中における第21条及び第22条の規定の適用については、第21条中「法第115条の45第1項及び第2項」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「改正法」という。)附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第115条の45第1項及び法第115条の45第2項」と、第22条第1項中「法」とあるのは「旧法」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第12条の規定は、平成27年度の保険料から適

用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

目次

- 第1章～第4章 (略)
第5章 地域包括ケア推進協議会 (第20条)
第6章～第9章 (略)
附則

(保険料率)

第12条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)

第39条第1項第1号に掲げる者 33,100円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 46,900円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 51,800円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 58,000円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 69,000円

(6) 次のいずれかに該当する者 77,300円

イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ又は第15号ロに該当する者を除く。)

旧 条 例

目次

- 第1章～第4章 (略)
第5章 介護保険運営協議会 (第20条)
第6章～第9章 (略)
附則

(保険料率)

第12条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)

第39条第1項第1号に掲げる者 28,500円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 28,500円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 47,600円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 63,400円

(5) 次のいずれかに該当する者 76,100円

イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロに該当する者を除く。)

新 条 例

(7) 次のいずれかに該当する者 88,300円

イ 合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ又は第15号ロに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 102,800円

イ 合計所得金額が290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ又は第15号ロに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 109,700円

イ 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ又は第15号ロに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 119,400円

旧 条 例

(6) 次のいずれかに該当する者 82,400円

イ (同左)

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ 又は第14号ロに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 95,100円

イ 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ 又は第14号ロに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 100,800円

イ (同左)

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ 又は第14号ロに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 106,500円

新 条 例

イ 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ又は第15号ロに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 127,700円

イ 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第13号ロ、第14号ロ又は第15号ロに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 135,200円

イ 合計所得金額が700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第14号ロ又は第15号ロに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 143,500円

イ 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区

旧 条 例

イ (同左)

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 112,200円

イ (同左)

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 117,900円

イ (同左)

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第13号ロ又は第14号ロに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 123,600円

イ (同左)

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区

新 条 例

分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ又は第15号ロに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 151,100円

イ 合計所得金額が900万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号ロに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 159,400円

イ 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(16) 前各号のいずれにも該当しない者 168,400円

(賦課期日後における第1号被保険者の資格取得又は喪失等)

第14条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、
ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7

旧 条 例

分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、次号ロ又は第14号ロに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 129,400円

イ (同左)

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号ロに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 135,100円

イ (同左)

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 140,800円

(賦課期日後における第1号被保険者の資格取得又は喪失等)

第14条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、
ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロに該当す

新 条 例

号口、第8号口又は第9号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。

4 (略)

第5章 地域包括ケア推進協議会

(地域包括ケア推進協議会)

第20条 地域における高齢者の包括的な支援等（次項において「地域包括ケア」という。）を推進するため、東村山市地域包括ケア推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

2 推進協議会は、地域包括ケアの推進に関し、必要な事項を協議する。

3 推進協議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 委員は、被保険者、関係機関職員、医療・福祉関係者、事業者、高齢者団体代表者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 (略)

7 前各項に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域支援事業)

旧 条 例

るに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。

4 (略)

第5章 介護保険運営協議会

(介護保険運営協議会)

第20条 介護保険の適切かつ円滑な運営を推進するため、東村山市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、介護保険事業の実施その他介護保険に関し、必要な事項を協議する。

3 運営協議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、被保険者、医療関係者、事業者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 (略)

7 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域支援事業)

新 条 例

第21条 市は、法第115条の45第1項及び第2項に規定する事業のほか、地域支援事業として、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 介護給付等に要する費用の適正化のための事業
- (2) 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業

(地域支援事業の利用料)

第22条 法第115条の45第1項及び前条各号の規定に該当する地域支援事業のうち、規則で定める事業を利用する者は、利用料を支払わなければならない。

2 (略)

(東村山市行政手続条例の適用除外)

第26条 東村山市行政手続条例(平成7年東村山市条例第20号)第2条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第3条第8号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

附 則(平成12年東村山市条例第9号)

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第8条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円

旧 条 例

第21条 市は、法第115条の45第1項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) (同左)
- (2) (同左)

(地域支援事業の利用料)

第22条 法第115条の45第1項第1号に該当する地域支援事業のうち、規則で定める事業を利用する者は、利用料を支払わなければならない。

2 (略)

(東村山市行政手続条例の適用除外)

第26条 東村山市行政手続条例(平成7年東村山市条例第20号)第2条、第4条又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第3条第8号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。

附 則(平成12年東村山市条例第9号)

新 条 例

滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間（以下「経過措置期間」という。）は行わず、平成28年4月1日から行うものとする。この場合において、経過措置期間中における第21条及び第22条の規定の適用については、第21条中「法第115条の45第1項及び第2項」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「改正法」という。）附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第115条の45第1項及び法第115条の45第2項」と、第22条第1項中「法」とあるのは「旧法」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第12条の規定は、平成27年度の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

旧 条 例